

各位

会 社 名 名工建設株式会社 代 表 者 代表取締役社長 渡邉 清 (コード番号 1869 名証メイン市場) 問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 佐藤義裕 T E L 052-589-1501

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月20日開催の取締役会において、下記のとおり令和4年6月28日開催予定の第81回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款	変
示とみ	上総会参考書類等 なし提供) 条 当会社は、株 株主総会参考書 書類及び連結計 示をすべき事項 省令に定めると ネットを利用す とにより、株主 のとみなすこと	主総会の招集 類、事業報告 算書類に記載 に係る情報を ころに従いイ る方法で開示 に対して提供	に際し、 ・、計算 さ又は表 ・、法務 ・ンター ・、よるこ	(削除)
	(新	设)		(電子提供措置等) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものと する。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。
	(新言	设)		(附則) 1 定款第 18 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1条ただし書きに規定する改正規定の施行の目である令和 4 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日令和4年6月28日(予定)定款変更の効力発生日令和4年6月28日(予定)